

太陽光発電システム等設置補助金 申請の手引き(令和7年度版)



お問い合わせ先・申請書類等提出先
東御市役所 市民生活部 生活環境課 生活環境係
〒389-0592 東御市県 281-2
電 話：0268-64-5896
FAX：0268-63-6908
メール：seikan@city.tomi.nagano.jp

注 意 事 項

申請を検討される前に、以下の主な要件をご確認ください。

- ① 設置する設備で発電した電力について、FIT 制度(固定価格買取制度)や FIP 制度の認定を受ける場合は、交付対象外です。
- ② 導入した設備により発電した電力は【住宅用：30%、事業所用：50%】以上の割合で自家消費する必要があります。設備稼働後、上記割合に満たない場合は、補助金を返還していただくことがあります。
- ③ 交付申請する年度の2月末日までに実績報告(工事・支払い完了)が行える方が交付対象です。
- ④ 補助金の交付申請前の工事着工は、原則、交付対象外です。ただし、やむを得ない理由により、交付申請前に着工を希望する場合は市生活環境課にご相談ください。
- ⑤ 他の法令または予算制度に基づき、国の補助を既に受けている、または受ける予定の場合は交付対象外です。
- ⑥ 定置型蓄電池設置事業(重点対策加速化事業)において、以下の価格を超える定置型蓄電池は交付対象外です。
4,800Ah・セル未満(家庭用)：155,000 円/kWh(工事費込み、税抜き)
4,800Ah・セル以上(業務用)：190,000 円/kWh(工事費込み、税抜き)

目次

1. はじめに.....	- 1 -
2. 交付申請受付開始.....	- 1 -
3. 補助対象事業.....	- 1 -
4. 交付対象者・交付要件・補助対象経費・補助金額.....	- 2 -
太陽光発電設備設置事業(重点対策加速化事業).....	- 2 -
定置型蓄電池設置事業(重点対策加速化事業).....	- 3 -
定置型蓄電池設置事業.....	- 4 -
5. 申請手続きの流れ.....	- 5 -
(1) 交付申請.....	- 5 -
(2) 交付決定.....	- 5 -
(2)-2 事業変更等.....	- 5 -
(2)-3 事業変更等の承認.....	- 5 -
(3) 工事着工.....	- 5 -
(4) 工事完了・実績報告.....	- 6 -
(5) 交付確定.....	- 6 -
(6) 交付請求.....	- 6 -
(7) 自家消費量等の調査.....	- 6 -
(8) 設備の処分.....	- 6 -
別表第1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領(抜粋).....	- 7 -
別表第2 申請に必要な添付書類.....	- 11 -
太陽光発電設備設置事業(重点対策加速化事業).....	- 11 -
定置型蓄電池設置事業(重点対策加速化事業).....	- 12 -
定置型蓄電池設置事業.....	- 13 -

1. はじめに

本手引きは、東御市太陽光発電システム等設置補助金交付要綱(平成 17 年 11 月 22 日告示第 51 号。以下「交付要綱」という。)に基づき、太陽光発電システム等の設置に係る補助事業について、市民・事業者・行政が円滑かつ適正に補助事業を遂行できるよう定めるものです。

2. 交付申請受付開始

令和 7 年 4 月 1 日～ 予算上限に達し次第、受付を終了します。

<交付申請の取り扱い>

- ・ 交付申請は先着順で受け付け、郵送の場合は、市に到着した日を申請日として扱います。
- ・ 持参の場合、市生活環境課(市役所本庁舎 1 階)へ開庁時間内に提出してください。
- ・ 予算上限に到達した時点をもって、交付申請受付を締め切ります。
- ・ 交付申請は必要書類がすべて揃った時点で受付をします。なお、仮受付等はいりません。
- ・ 交付申請日前の工事着工は、原則認められませんので、余裕(2 週間程度)をもって申請してください。やむを得ない理由により、交付申請前に着工を希望する場合は市生活環境課にご相談ください。(定置型蓄電池設置事業を除く)

3. 補助対象事業

本補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次のとおりです。

太陽光発電設備設置事業(重点対策加速化事業)

二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱(令和 4 年 3 月 30 日環政計発第 2203301 号。以下「国交付要綱」という。)に基づき、市内の住宅または市内の事業所に太陽光発電設備を設置する事業

定置型蓄電池設置事業(重点対策加速化事業)

国交付要綱に基づき、市内の住宅または市内の事業所に「太陽光発電設備設置事業(重点対策加速化事業)」により設置するまたは設置した太陽光発電設備と組み合わせて、定置型蓄電池を設置する事業

定置型蓄電池設置事業

市内の住宅または事業所に設置するまたは設置した太陽光発電設備と組み合わせて、定置型蓄電池を設置する事業

4. 交付対象者・交付要件・補助対象経費・補助金額

補助対象事業ごとの交付対象者、交付要件、補助対象経費及び補助金額は以下のとおりです。

太陽光発電設備設置事業(重点対策加速化事業)

【交付対象者】

次に掲げる者で、交付申請する年度の2月末日までに実績報告(工事・支払い完了)が行える者

<住 宅> 市内に住所を有する者(交付申請する年度内に市内に転入する者を含む。)で、市内の住宅に太陽光発電設備を設置する者

<事業所> 市内に事業所を有する法人または個人事業主で、当該事業所に太陽光発電設備を設置する者

【交付要件】

- (1) 既存設備の更新の場合は、設置から 17 年を経過していること。
- (2) 他の法令または予算制度に基づき、国の負担または補助を得て実施する事業でないこと。
- (3) 設置する設備は商用化され、導入実績があるものであること。
- (4) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、国が認証する J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (5) 設備の設置に係る契約をする場合は、一般の競争に付すなど市が行う契約手続きの取扱いに準じて適切に行うこと。ただし、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、この限りでない。
- (6) 前各号に定めるもののほか、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。)別紙2の2(2)ア(ア)に定める要件を満たすこと。ただし、交付要件 g(b)は適用しないものとする。(別表第1(7ページ~)参照)

【補助対象経費】

- (1) 太陽光発電設備を構成する機器等の購入費
- (2) 太陽光発電設備の設置に係る工事費

【補助金額】

次の計算式で算出した額とする。

<住 宅> 【上限 1,050,000 円】

70,000 円

×

太陽電池出力(※)

<事業所> 【上限 5,000,000 円】

50,000 円

×

太陽電池出力(※)

(※)太陽電池モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い値で kW 単位とし、小数点以下を切り捨てる。

定置型蓄電池設置事業(重点対策加速化事業)

【交付対象者】

次に掲げる者で、交付申請する年度の2月末日までに実績報告(工事・支払い完了)が行える者

<住 宅> 市内に住所を有する者(交付申請する年度内に市内に転入する者を含む。)で、市内の住宅に「太陽光発電設備設置事業(重点対策加速化事業)」により設置するまたは設置した太陽光発電設備と組み合わせて、定置型蓄電池を設置する者。

<事業所> 市内に事業所を有する法人または個人事業主で、当該事業所に「太陽光発電設備設置事業(重点対策加速化事業)」により設置するまたは設置した太陽光発電設備と組み合わせて、定置型蓄電池を設置する者。

【交付要件】

(1) 次の価格以下の定置型蓄電池であること。なお、太陽光発電設備の電力変換装置(パワーコンディショナー)が定置型蓄電池の電力変換装置と一体型(ハイブリッド)の場合、ハイブリッド部分のうち太陽光発電設備の電力変換装置に係る経費分を控除することができる。

ア 4,800Ah・セル未満:155,000 円/kWh(※)

イ 4,800Ah・セル以上:190,000 円/kWh(※)

この価格を超えるものは対象外

(※)工事費を含み、消費税及び地方消費税を含まない。

(2) 既存設備の更新の場合は、設置から6年を経過していること。

(3) 他の法令または予算制度に基づき、国の負担または補助を得て実施する事業でないこと。

(4) 設置する設備は商用化され、導入実績があるものであること。

(5) 設備の設置に係る契約をする場合は、一般の競争に付すなど市が行う契約手続きの取扱いに準じて適切に行うこと。ただし、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、この限りでない。

(6) 前各号に定めるもののほか、国実施要領別紙2の2(2)ア(イ)に定める要件を満たすこと。
(別表第1(9ページ~)参照)

【補助対象経費】

(1) 定置型蓄電池を構成する機器等の購入費

(2) 定置型蓄電池の設置に係る工事費

【補助金額】

次の計算式で算出した額で、補助金額に1,000 円未満の端数が生じたときは切り捨てる。

<住 宅> 【上限1,549,000 円】

定置型蓄電池の価格(円/kWh) × 1/3 × 蓄電容量(※)

<事業所> 【上限3,799,000 円】

定置型蓄電池の価格(円/kWh) × 1/3 × 蓄電容量(※)

(※)単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh 単位とし、小数点第2 位以下を切り捨てる。

定置型蓄電池設置事業

【交付対象者】

市内に住所を有する者(交付申請する年度内に市内に転入する者を含む。)で、市内の住宅に設置するまたは設置した太陽光発電設備と組み合わせて、定置型蓄電池を設置する者で、交付申請する年度の2月末日までに実績報告(工事・支払い完了)が行える者。

【交付要件】

(1) 既存設備の更新の場合は、設置から6年を経過していること。

【補助対象経費】

- (1) 定置型蓄電池を構成する機器等の購入費
- (2) 定置型蓄電池の設置に係る工事費

【補助金額】

補助対象経費の10分の1以内とし、10万円を上限とする。
ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てる。

定置型蓄電池設置事業(重点対策加速化事業) 補助金額の算出について(住宅用)

○ 補助金額の算出は以下の手順で行ってください。

① 定置型蓄電池の設置に係る総額(税抜)を蓄電容量で割る

この値が155,000円/kWh(税抜)以下であることを確認してください。←重要!
155,000円/kWh(税抜)を超える場合は交付対象外です。

② ①の値に3分の1を掛ける

この値が1kWhあたりの補助金額(単価)となります。

③ ②の値に蓄電容量(小数点第2位以下切り捨て)を掛ける

この値が補助金額(総額)となります。(上限1,549,000円)

【補助金額算出の例 ①】

蓄電容量：6kWh、設置費用：900,000円(税抜)の場合

900,000円 ÷ 6kWh = 150,000円/kWh ←155,000円/kWh以下(OK!)

150,000円 × 1/3 = 50,000円/kWh ←補助金額(単価)

50,000円 × 6kWh = 300,000円 ←補助金額(総額)

【補助金額算出の例 ②】

蓄電容量：5kWh、設置費用：800,000円の場合

800,000円 ÷ 5kWh = 160,000円/kWh ←155,000円/kWh以上(NG!)

155,000円/kWhを超えるため、交付対象外です。

5. 申請手続きの流れ

申請手続きの流れを以下に示します。

交付申請

交付決定

工事着工

実績報告

交付確定

交付請求

(1) 交付申請

交付申請は「補助金交付申請書(様式第1号)」を記入し、別表第2(11～13ページ)の書類を添付して提出してください。(郵送による提出も可能です。)

必ず工事着工前に申請してください。ただし、やむを得ない理由により交付申請前に工事の着工を希望する場合は、生活環境課にご相談ください。(定置型蓄電池設置事業を除く。)

交付申請

交付決定

工事着工

実績報告

交付確定

交付請求

(2) 交付決定

申請者からの交付申請後、市において申請内容を審査し、申請内容に問題がなければ概ね、2週間程度で交付決定します。なお、交付決定は交付要綱の規定により、「補助金交付決定通知書(様式第2号)」に交付の条件を付して申請者へ通知します。

(2)-2 事業変更等

交付決定後、申請内容を変更・中止・廃止する場合は、「計画変更・中止・廃止承認申請書(様式第3号)」を記入の上、必要な書類を添付して提出してください。

(2)-3 事業変更等の承認

市は申請者から提出のあった「計画変更・中止・廃止承認申請書(様式第3号)」の内容を審査し、問題なければ事業変更等を承認し、交付要綱の規定により「計画変更・中止・廃止決定通知書(様式第4号)」にて申請者へ通知します。

交付申請

交付決定

工事着工

実績報告

交付確定

交付請求

(3) 工事着工

市より、「補助金交付決定通知書(様式第2号)」が送付され手元に届いたら、今回の申請内容に係る工事に着工してください。

なお、工事着工にあたっては近隣住民との良好な関係を築き、近隣トラブルに繋がらないよう十分に注意してください。



(4) 工事完了・実績報告

申請に係る工事が完了したら、工事の完了後30日を経過した日、または申請する年度の2月末日のどちらか早い日までに「補助金実績報告書(様式第5号)」を記入の上、別表第2(11～13ページ)の書類を添付して市へ提出してください。



(5) 交付確定

市は申請者から提出があった、「補助金実績報告書(様式第5号)」の内容を審査し、問題がなければ交付金額を確定します。

なお、交付確定後は交付要綱の規定により、「補助金額確定通知書(様式第6号)」にて申請者へ通知します。



(6) 交付請求

市より、「補助金額確定通知書(様式第9号)」が送付され手元に届いたら、「補助金交付請求書(様式第7号)」により交付請求してください。

なお、市は申請者からの交付請求後、1か月程度で指定口座へ交付確定額をお振込みします。

(7) 自家消費量等の調査

交付要綱の規定により、市から、必要に応じて補助対象事業により設置した対象システムの発電量及び自家消費量等に関するデータの提供や補助金の交付事務の適正かつ円滑な運営を図るための報告や現地調査等を求めることがあります。

なお、太陽光発電設備設置事業(重点対策加速化事業)において、自家消費割合が次の割合以上でない場合、補助金の返還を求めることがあります。**【住宅用：30%、事業所用：50%】**

(8) 設備の処分

補助事業により設置した対象システムについては、注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図るよう努めてください。また、法定耐用年数を経過する前に補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、または廃棄しようとする場合は、市の承認が必要です。生活環境課までご相談ください。

別表第1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領(抜粋)

別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業

2 重点対策加速化事業

(1) 事業の要件

- ア エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- イ 各種法令等に遵守した設備であること。
- ウ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
- エ 省略
- オ 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。

(2) 交付対象事業の内容

ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

(ア) 太陽光発電設備(自家消費型)

交付率等	・ 7万円/kW(個人設置) ・ 5万円/kW(民間事業者設置)
交付要件	a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると見なすものとする。 b 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。 c 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 d 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の（a）～（l）をすべて遵守していることを確認すること。 (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。 (d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能

	エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室)を参照のこと。 (e) 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識(交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの)を掲示すること。 (f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 (g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 (h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 (i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 (j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令(立地する自治体の条例を含む。)の規定を遵守すること。 (k) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」資源エネルギー庁を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 (l) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」(資源エネルギー庁)を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 e～f 省略 g 次の(a)～(b)のいずれかを満たすこと (a) 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合(業務用:50%、家庭用:30%)以上とすること。 (b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。 h～i 省略
--	---

(イ) 蓄電池

交付率等	・ 個人設置：蓄電池の価格(円/kWh)の1/3(ただし、下記価格の1/3を上限とする) ・ 民間事業者設置：蓄電池の価格(円/kWh)の1/3(ただし、下記価格の1/3を上限とする) ※家庭用(4,800Ah・セル未満) 15.5万円/kWh(工事費込み・税抜き) 業務用(4,800Ah・セル以上) 19万円 /kWh(工事費込み・税抜き)
交付要件	a ア（ア）で導入する設備の付帯設備であること。 b 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 c 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 d 家庭用：12.5万円/kWh、業務用：11.9万円/kWh以下（いずれも工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。 e～f 省略 【業務用蓄電池(4,800Ah・セル相当のkWh以上)：gを満たすこと】 g 各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。 【家庭用蓄電池(4,800Ah・セル相当のkWh未満)：(h)～(m)の全てを満たすこと】 h 蓄電池パッケージ (a) 蓄電池部（初期実効容量1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 i 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。 (a) 初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること） (b) 定格出力 定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MW のいずれかとする。 (c) 出力可能時間の例示 ①複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製

	造事業者指定の値でよい。 ②購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。 (d) 保有期間 法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。 (e) 廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。 【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」 (f) アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。 j 蓄電池部安全基準 (a) JIS C 8715-2又はIEC62619の規格を満足すること。 k 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） (a) JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1若しくはJIS C 4412-2※の規格も可とする。 ※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。 l 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） (a) 蓄電容量10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。 m 保証期間 (a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10 年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。 ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。
--	---

別表第2 申請に必要な添付書類

太陽光発電設備設置事業(重点対策加速化事業)

＜交付申請＞ 補助金交付申請書(様式第1号)に以下の書類を添付してください。	
(1) 附表1	
(2) 太陽光発電設備の設置に係る契約書の写し	
(3) 補助対象経費及びその内訳が記載された書類	・ 補助対象経費である「太陽光発電設備を構成する機器等の購入費」、「太陽光発電設備の設置に係る工事費」を明記した見積書などを添付してください。
(4) 太陽光発電設備の設置箇所を示す配置図及び写真	・ 敷地の図面に方角、建物、設備の設置予定箇所を示してください。 ・ 写真は工事着工前の状況がわかるもので、カラー印刷してください。
(5) 太陽光発電設備のメーカー、型式及び容量等が確認できる書類	・ 次の仕様が確認できるカタログの写しなど(該当箇所が分かるようにマーカーで着色してください。) □メーカー名 □型式 □外観 □モジュールの公称最大出力の合計値 □パワーコンディショナーの定格出力の合計値
(6) 補助金の申請に係る誓約書(様式第1号の2)	・ すべての項目を確認し、申請者本人が自署してください。
(7) 既存設備の更新の場合は、既存設備の写真及び購入日がわかる書類	・ 写真は設置している状況がわかるもので、カラー印刷してください。 ・ 購入日がわかる書類はメーカーまたは設置事業者が保証する書類や設置契約書の写しなど
(8) 事業所にあつては市内に事業所を有することがわかる書類	・ 発行から3か月以内の登記事項証明書の写しや開業届の写しなど

＜実績報告＞ 補助金実績報告書(様式第5号)に以下の書類を添付してください。	
(1) 太陽光発電設備の設置に係る領収書の写し	・ 領収書の宛名は、申請者のフルネームで作成を依頼してください。
(2) 補助対象経費及びその内訳が記載された書類	・ 補助対象経費である「太陽光発電設備を構成する機器等の購入費」、「太陽光発電設備の設置に係る工事費」を明記したものを提出してください。
(3) 太陽光発電設備の設置状況を示す写真	・ 写真は建物の前景、設備の遠景、近景、設備本体に貼付されている銘版とし、カラー印刷してください。
(4) 太陽光発電設備が未使用であることが確認できる保証書等の写し	・ メーカーまたは設置事業者が発行する保証書など
(5) 余剰電力を売電する場合、電力の売電に係る契約書の写し	・ FIT 制度(固定価格買取制度)や FIP 制度の認定を受けて売電する場合は、交付対象外となります。

定置型蓄電池設置事業(重点対策加速化事業)

<交付申請> 補助金交付申請書(様式第1号)に以下の書類を添付してください。
(1) 附表1
(2) 定置型蓄電池の設置に係る契約書の写し
(3) 補助対象経費及びその内訳が記載された書類 ・ 補助対象経費である「定置型蓄電池を構成する機器等の購入費」、「定置型蓄電池の設置に係る工事費」を明記した見積書などを添付してください。
(4) 定置型蓄電池の設置箇所を示す配置図及び写真 ・ 敷地の図面に方角、建物、設備の設置予定箇所を示してください。 ・ 写真は工事着工前の状況がわかるもので、カラー印刷してください。
(5) 定置型蓄電池のメーカー、型式及び容量等が確認できる書類 ・ 次の仕様が確認できるカタログの写しなど(該当箇所が分かるようにマーカーで着色してください。) ☐ メーカー名 ☐ 型式 ☐ 外観 ☐ 蓄電容量(単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値。「初期実効容量」ではないことに注意すること) ※定置型蓄電池について、製造事業者から10年以上の保証があるものが交付要件となっていますのでご注意ください。(製造事業者以外の保証は不可)
(6) 補助金の申請に係る誓約書(様式第1号の2) ・ すべての項目を確認し、申請者本人が自署してください。
(7) 既存設備の更新の場合は、既存設備の写真及び購入日がわかる書類 ・ 写真は設置している状況がわかるもので、カラー印刷してください。 ・ 購入日がわかる書類はメーカーまたは設置事業者が保証する書類や設置契約書の写しなど
(8) 定置型蓄電池が太陽光発電設備と接続するまたはしていることがわかる書類 ・ 次の項目が確認できる電気系統図や結線図の写しなど ☐ 設置する住宅または事業所であることがわかること ☐ 書類作成者 ☐ 書類作成日
(9) 事業所にあつては市内に事業所を有することがわかる書類 ・ 発行から3か月以内の登記事項証明書の写しや開業届の写しなど

<実績報告> 補助金実績報告書(様式第5号)に以下の書類を添付してください。
(1) 定置型蓄電池の設置に係る領収書の写し ・ 領収書の宛名は、申請者のフルネームで作成を依頼してください。
(2) 補助対象経費及びその内訳が記載された書類 ・ 補助対象経費である「定置型蓄電池を構成する機器等の購入費」、「定置型蓄電池の設置に係る工事費」を明記したものを添付してください。
(3) 定置型蓄電池の設置状況を示す写真 ・ 写真は建物の前景、設備の遠景、近景、設備本体に貼付されている銘版とし、カラー印刷してください。
(4) 定置型蓄電池が未使用であることが確認できる保証書等の写し ・ メーカーが発行する保証書など

定置型蓄電池設置事業

＜交付申請＞ 補助金交付申請書(様式第1号)に以下の書類を添付してください。
(1) 附表2
(2) 定置型蓄電池の設置に係る契約書の写し
(3) 補助対象経費及びその内訳が記載された書類 ・ 補助対象経費「定置型蓄電池を構成する機器等の購入費」、「定置型蓄電池の設置に係る工事費」を明記した見積書などを添付してください。
(4) 定置型蓄電池の設置箇所を示す配置図及び写真 ・ 敷地の図面に方角、建物、設備の設置予定箇所を示してください。 ・ 写真は工事着工前の状況がわかるもので、カラー印刷してください。
(5) 定置型蓄電池のメーカー、型式及び容量等が確認できる書類 ・ 次の仕様が確認できるカタログの写しなど(該当箇所が分かるようにマーカーで着色してください。) ☐メーカー名 ☐型式 ☐外観 ☐蓄電容量
(6) 定置型蓄電池が太陽光発電設備と接続するまたはしていることがわかる書類 ・ 次の項目が確認できる電気系統図や結線図の写しなど ☐設置する住宅または事業所であることがわかること ☐書類作成者 ☐書類作成日

＜実績報告＞ 補助金実績報告書(様式第5号)に以下の書類を添付してください。
(1) 定置型蓄電池の設置に係る領収書の写し ・ 領収書の宛名は、申請者のフルネームで作成を依頼してください。
(2) 補助対象経費及びその内訳が記載された書類 ・ 補助対象経費「定置型蓄電池を構成する機器等の購入費」、「定置型蓄電池の設置に係る工事費」を明記したものを添付してください。
(3) 定置型蓄電池の設置状況を示す写真 ・ 写真は建物の前景、設備の遠景、近景、設備本体に貼付されている銘版とし、カラー印刷してください。
(4) 定置型蓄電池が未使用であることが確認できる保証書等の写し ・ メーカーが発行する保証書など

※上記以外に、市が必要であると認める書類の提出を求める場合があります。

発 行 日	令和 7 年 3 月 2 4 日
発 行	東御市 市民生活部 生活環境課 生活環境係 〒389-0592 長野県東御市 281-2 TEL 0268-64-5896 FAX 0268-63-6908 HP アドレス https://www.city.tomi.nagano.jp/ E-mail seikan@city.tomi.nagano.jp